

【参考】

設備運転監視について

(「雑固体廃棄物減容処理建屋滞留水水位の運転上の制限の逸脱について」を受けての対応)

2016年6月9日

TEPCO

運転操作担当箇所による実施計画に関する監視状況

「雑固体廃棄物減容処理建屋滞留水水位の運転上の制限の逸脱について」を受けての対応として、その他の実施計画に関わる設備で当直長が監視すべき運転上の制限事項については、監視方法(システム)・手段(エビデンス)が確立しており、十分監視できていることを確認した。

運転操作担当箇所による実施計画に関する監視状況(例)

例として「原子炉注水系」「未臨界監視」「建屋に滞留する滞留水」「所内電源系統」の監視状況を下表に示す。

実施計画条文	項目	データ採取可能箇所	監視方法・手段
第18条 原子炉注水系	3号機常用原子炉注水系	・監視端末 ・遠隔集中監視システム	・運転日誌にてデータ採取及び確認 ・遠隔集中監視システムにてトレンド監視
第24条 未臨界監視	1号機短半減期核種の放射能濃度	・監視端末	・運転日誌にてデータ採取及び確認 ・監視端末にて監視
第26条 建屋に滞留する滞留水	2号機タービン建屋滞留水水位	・監視端末 ・遠隔集中監視システム	・水位差等監視データシートにて確認・監視端末にて監視
第29条 所内電源系統	所内電源系統	・監視端末 ・遠隔集中監視システム	・運転日誌にてデータ採取及び確認 ・監視端末にて監視